

渋川市選挙管理委員会訓令第1号

渋川市選挙管理委員会が定める歴史的公文書選別基準を次のとおり定める

。

令和3年3月10日

渋川市選挙管理委員会

委員長 角 田 邦 雄

渋川市選挙管理委員会が定める歴史的公文書選別基準

(趣旨)

第1条 この訓令は、選挙管理委員会における渋川市公文書等の管理に関する条例（令和元年渋川市条例第23号）第6条第5項に規定する歴史的公文書選別基準を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 歴史的公文書として選別すべき公文書は、次の各号のいずれかに該当する公文書とする。

(1) 市（合併前の市町村を含む。以下同じ。）の組織及び機能並びに政策の検討経過、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された公文書

(2) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された公文書

(3) 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された公文書

(4) 市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された公文書

(5) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる公文書

ア 市の全域的な状況を把握できるもの

イ 長期的・継続的に地域の歴史がわかるもの

ウ 市の特色ある事象が明確になるもの

エ 文書の残存が少ない時期（昭和29年3月31日以前）のもの

(選別基準)

第3条 前条の基本的な考え方に基づき、歴史的公文書として選別する具体

的な選別基準は、次の表のとおりとする。

番号	公文書の区分
1	重要な事務及び事業の実施に関するもの
2	告示、訓令及び要綱の制定及び改廃に関するもの
3	委員長の事務引継に関するもの
4	選挙等運営の基本方針、重要施策等を審議する会議に関するもので重要なもの
5	前各項に掲げるもののほか、前条第5号に該当し、歴史的価値があると認められるもの

(委任)

第4条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

渋川市選挙管理委員会歴史的公文書選別のための細目基準

渋川市選挙管理委員会が定める歴史的公文書選別基準（令和3年渋川市選挙管理委員会訓令第1号。以下「基準」という。）第4条の規定に基づき、次のとおり細目基準を定める。

1 方針

過去における渋川市の主要な活動又は社会の情勢を跡付けることができるよう、また、公文書を市民共有の資産として管理し、現在及び将来にわたり説明責務を全うできるようにするため、歴史的公文書として重要な文書を選別する。

なお、選別に当たっては、偏りがなく公正で客観的に行うものとする。

2 選別される歴史的公文書

番号	公文書の区分	選別する文書	例示
1	重要な事務及び事業の実施に関するもの	選挙管理委員会の重要な事務及び事業の実施に関する文書	選挙結果、投票区、開票区、選挙録、住民投票及び直接請求に関する文書
2	告示、訓令及び要綱の制定及び改廃に関するもの	告示、訓令及び要綱の制定及び改廃に関する文書	告示原議及び訓令等原議
3	委員長の事務引継に関するもの	委員長の事務引継に関する文書	委員長の事務引継に関する文書
4	選挙等運営の基本方針、重要施策等を審議する会議に関するもので	選挙等運営の基本方針、重要施策等を審議する会議に関する重要な文書	委員会議案及び会議録に関する文書

	重要なもの		
5	前各項に掲げるもののほか、基準第2条第5号に該当し、歴史的価値があると認められるもの	1から3までに掲げるもののほか、歴史的価値があると認められる文書	1から3までに例示されている文書以外のもので、歴史的価値がある文書

3 適用期日

この基準は、令和3年4月1日から適用する。